

「よつぼし」の品種利用で許諾が必要な範囲

許諾が必要

種子の生産 と

それに伴う一連の行為(宣伝、保管、販売など)

母親品種
(三重)

×

父親品種
(香川)

「よつぼし」の種子



母親品種(三重母本1号)と父親品種(香川A8S4-147)を交配して、「よつぼし」の種子を生産する

正当な
種子購入

許諾の必要はない
(研究会活動に協力)

種子を小分けして転売

種子を苗に育てて販売
(種子1粒から苗1株)



正当な種苗を購入

違法行為

ランナーで増やした苗を販売



海外への持ち出し

許諾の必要はない

農家が種苗を購入して果実生産
(違法な種苗でないこと)



「農家の自家増殖」に該当するときはランナーで増やしても可 (譲渡・販売すると違法)

「よつぼし」における利用許諾の要・不要

誰が	事 例		許諾等
種苗業者等	種子を生産する	種子生産	許諾が必要
		その種子の調整	
		その種子の譲渡の申し出（宣伝・広告等）	
		その種子の譲渡（販売・無償譲渡等）	
		保管	
	種子を購入して増殖しないで転売等する	購入した種子の調整	許諾は不要 ただし、協力を求めることがある
		その種子の譲渡の申し出（宣伝・広告等）	
		その種子の譲渡（販売・無償譲渡等）	
		その種子の保管	
	種子を購入し、種子から苗を育てる（種子1粒から苗1株）	種子から苗を育てる（種子1粒から苗1株）	許諾は不要 ただし、協力を求めることがある
		その苗の調整	
		その苗の譲渡の申し出（宣伝・広告等）	
		その苗の譲渡（販売・無償譲渡等）	
		種子とその苗の保管	
	種子または苗を購入し、栄養繁殖する（ランナー等で増やす）	栄養繁殖して苗を譲渡（販売・無償譲渡等）	認めない 違法行為になる
		その苗の譲渡の申し出（宣伝・広告等）	
栄養繁殖して苗を譲渡した（する）ときの保管			
農家が	違法でない苗を購入して、自分の経営内で使用する	許諾は不要	
	違法でない種子を購入して苗にして、自分の経営内で使用する		
	違法でない苗または種子を購入し、栄養繁殖して、自分の経営内で使用する（注意：種苗法上の「農家の自家増殖」に該当する場合は認められます。無償・有償を問わず他の人に譲渡することは違法になるので注意が必要）		
誰でも	海外への持ち出し（株、苗、器官、体細胞、種子、花粉、子房あるいは胚等の一切の遺伝資源）	認めない 違法行為になる	

<注意>

- 1) 違法行為は多額の罰金や損害賠償の対象になります。違法行為は絶対にやめましょう。
- 2) 「許諾が必要」となっている項目は、利用許諾を受けてください。
- 3) この表は、「よつぼし」の利用許諾方針として定めたものです。利用許諾の要・不要は、品種によって異なるので注意してください。